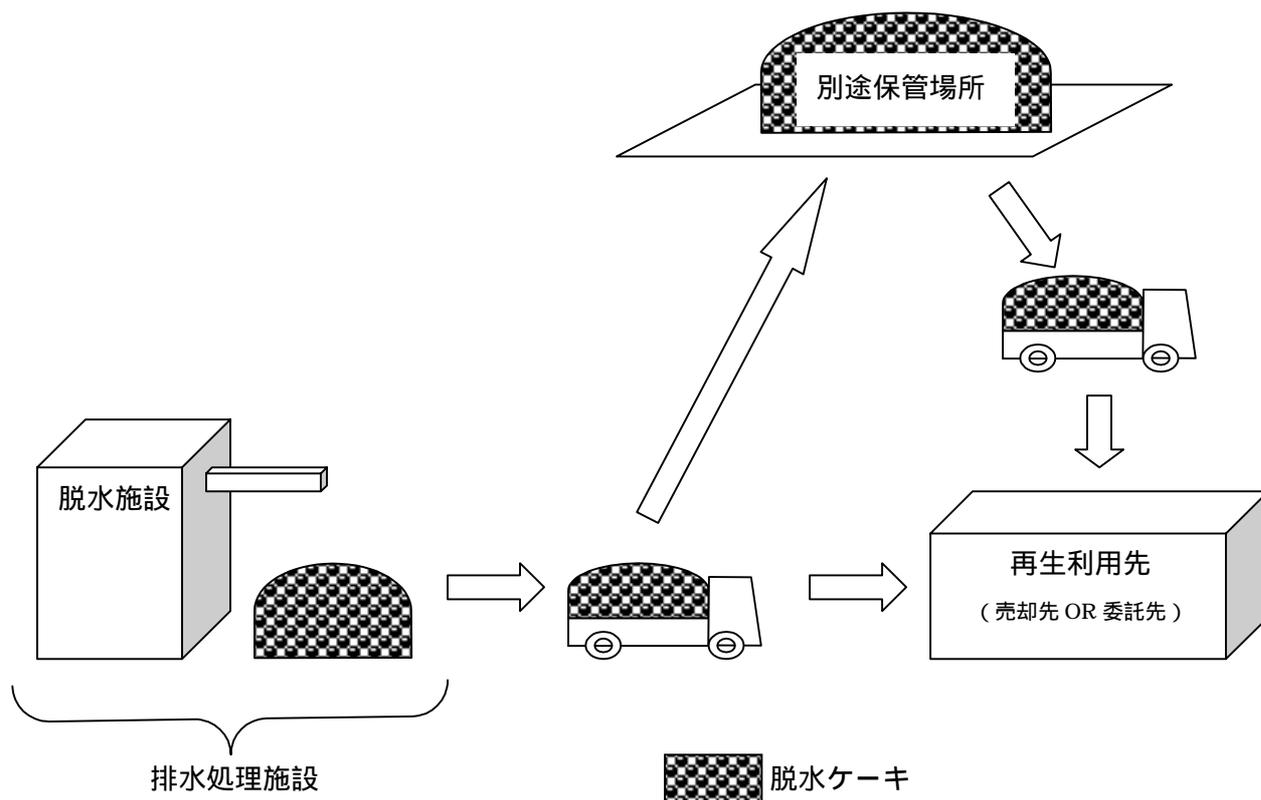


## 再生利用のフロー（イメージ図）



## 《再生利用に係るサービス購入料の算定》

当期の再生利用量（含水率0%換算）× 提案単価 = 当期サービス購入料（処分費相当額）

再生利用量 = 発生脱水ケーキ量 - 保管脱水ケーキ量

- 1 事業者は脱水施設から排出される脱水ケーキの量（含水率0%換算）を業務日報及び業務報告書（毎月）により県企業庁に報告する。
- 2 事業者は提案した再生利用計画に従い、再生利用先又は別途保管場所等に脱水ケーキを運搬する。（排水処理施設内での適正な保管も可。）
- 3 事業者は再生利用先が発行した受入証明書を県企業庁に提出する。
- 4 県企業庁は受入証明書に記載の脱水ケーキの量（含水率0%換算）を基に当期のサービス購入料を算定する。排水処理施設内及び別途保管場所で保管されている脱水ケーキは当期の再生利用量に算入されず、再生利用先に運搬し、受け入れられた時点で、その期の再生利用量に算入される。

## 《再生利用に係る注意点》

- 1 再生利用先へ搬入するまで脱水ケーキをストックする保管場所を当該排水処理施設外に別途設置することは支障ないが、当該排水処理施設の内外を問わず、法令の基準を満たす適切な保管をすること。
- 2 排水処理施設の敷地内で脱水ケーキを加工・製品化すること及び販売行為（加工・製品化するか否かは問わない。また、販売所等を設置するか否かも問わない。）を行なうことは出来ない。ただし、排水処理施設外へ搬出し、別の加工場等で加工・製品化し、商品として販売することは支障ない。